等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一四〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一七八）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一七八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二一六）を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一四〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一六五）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一六五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二〇四）を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇二〇五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二〇五）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇二〇五（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一三）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇

費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一八〇）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一八〇（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二一九）を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇六四（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇七七）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇五一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇六四）を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇二六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇二六）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇二六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一三）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一三）を、13に規定する特別分に係